

富士市公告第 147 号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 7 年 5 月 8 日

富士市長 小長井 義正

1 業務概要

- (1) 業務名 富士駅北口ペDESTリアンデッキ詳細設計等業務
- (2) 業務内容 本業務は、令和 9 年度の駅前広場及びペDESTリアンデッキ等の工事着手に向け、関係機関との協議を行い、駅前広場の予備設計の修正並びにペDESTリアンデッキ、デッキ上屋及びタクシー乗り場の上屋の予備設計及び詳細設計等を実施するものである。業務の詳細については、3 により交付する富士駅北口ペDESTリアンデッキ詳細設計等業務委託基本仕様書（案）のとおりとする。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで
- (4) 支払限度額 139,898,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

ただし、本業務は、令和 7 年度及び令和 8 年度の 2 カ年の業務であり、令和 7 年度分の支払額は 36,900,000 円を上限とする。また、本業務の内、令和 7 年度分の業務範囲は、駅前広場の修正予備設計、ペDESTリアンデッキの予備設計、路線測量、現況測量、補足測量及び現地調査並びにこれらの業務に必要となる関係者協議支援とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) 令和 7 年度富士市競争入札参加資格審査登録者であること。又は、令和 7 年 6 月 20 日（金）までに富士市競争入札参加資格審査登録の申請を行う予定の者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基

づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 過去10年間（平成27年度から令和6年度）に完了（契約日が平成27年より以前のものも可能）した業務（再委託による業務の実績は含まない。）のうち、以下に示す「同種業務又は類似業務」の実績を1件以上有する者であること。

- ・同種業務とは、鉄道駅に隣接したペDESTリアンデッキ（人工地盤）の予備設計又は詳細設計業務とする。
- ・類似業務とは、上記同種業務を除くペDESTリアンデッキ（人工地盤）の予備設計又は詳細設計業務とする。

(7) 業務の実施に当たり技術者を以下のとおり配置できる者であること。

ア 予定技術者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の3名以上を配置すること。また、管理技術者及び照査技術者は、以下の資格を1つ以上有する者であること。

- a 技術士（建設部門-鋼構造及びコンクリート）
- b 技術士（建設部門-都市及び地方計画）
- c 技術士（建設部門-道路）
- d 技術士（建設部門-施工計画、施工設備及び積算）

イ 予定技術者は、企画提案書に記載された企業に、公告日の3か月以上前から雇用されている者であること。

3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間 令和7年5月8日（木）から同月20日（火）まで

(2) 交付書類

- ア 富士駅北口ペDESTリアンデッキ詳細設計等業務プロポーザル実施要領
- イ 様式集
- ウ 富士駅北口ペDESTリアンデッキ詳細設計等業務委託基本仕様書（案）
- エ 業務範囲図
- オ 参考金抜き設計書

(3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトの URL は、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sp/sangyo/c0207/rn2ola000000e1uf.html>

4 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和7年5月9日（金）から同月12日（月）まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 受付方法 参加表明に関する質問書に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス to-shigaichi@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2797（直通）
- (3) 質問回答日 令和7年5月15日（木）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、富士駅北口ペDESTリアンデッキ詳細設計等業務プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年5月16日（金）から同月20日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市都市整備部市街地整備課（市庁舎7階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（提出期間内に必着のこと。）
- (4) 提出書類 富士駅北口ペDESTリアンデッキ詳細設計等業務プロポーザル実施要領による。

6 手続日程

- (1) 令和7年5月8日（木） 公告
- (2) 令和7年5月12日（月） 質問書提出期限
- (3) 令和7年5月15日（木） 質問回答の公表
- (4) 令和7年5月20日（火） 参加表明書及び参加資格確認書類提出期限
- (5) 令和7年5月22日（木） 参加資格確認結果通知
- (6) 令和7年6月12日（木） 企画提案書等提出期限

- (7) 令和7年6月19日(木) プレゼンテーション及びヒアリング
- (8) 令和7年6月下旬 優先交渉権者の特定等結果通知
- (9) 令和7年7月下旬(予定) 契約

7 その他(留意事項)

- (1) 参加表明書、見積書及び企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書、見積書及び企画提案書が提出されない場合は、無効とする。
- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 公平を期するため、本公募型プロポーザルの評価者、参加者等についての質問は一切受け付けない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書提出後において、記載された内容の変更を認めない。
また、参加資格確認書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。
- (7) 特定された企画提案書の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。
- (8) 本プロポーザルは、最も評価の高い企画提案書の提出者を特定することを目的に行うものであり、実際の契約手続は別に行う。
- (9) 契約手続きに当たり、最も評価の高い企画提案書の提出者の特定後に確定する正式な業務仕様書に基づき、再度見積書を提出すること。
なお、再度提出する見積書は、企画提案書とともに提出すること。
- (10) 詳細は、上記3により交付する富士駅北口ペDESTリアンデッキ詳細設計等業務プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。